

昭和小学校駐輪場改築工事

図 面 リ ス ト	
意 匠 図	
図 面 番 号	図 面 名 称
AT-01	特記仕様書 (1)
AT-02	特記仕様書 (2)
AT-03	特記仕様書 (3)
A-01	附近見取図・配置図兼仮設計画図
A-02	解体_平面図 (既存図)
A-03	新設_平面図 (計画図)
A-04	駐輪場詳細図

		高知県高知市万々374-5	工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
		アートヴィラ設計	昭和小学校駐輪場改築工事					A-00
		一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号	図 面 名 図面リスト	縮 尺	—	作 図	年 月 日	
		一級建築士登録 大臣登録第330553号						
		管理建築士 山崎 知幸						

昭和高等学校駐輪場改築工事 特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所
高知市日ノ出町7番61号

2. 工事種目
【駐輪場】 鉄骨造平家建て 延べ面積15.60㎡
駐輪場新設 一式

3. 関連工事等
・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事
○昭和高等学校プールの塗装改修工事（予定工期：令和8年11月頃〜）

4. 概成工期
完成期限の（ ）日前（令和 年 月 日）
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
2. 適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
※建築工事標準詳細図（令和4年版）
※敷地調査共通仕様書（令和4年版）
※建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
3. 「週休2日制工事」の実施について
※対象（・選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型）
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする（週休2日制工事）の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外（理由： ）
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象 ○見込んでいない（理由：※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため ・ ）
・見込んでいる（作業不能日数：※現場説明書による ・ ）
・対象外（理由： ）
5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について
※適用する（現場説明書による） ・適用しない（ ）

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

1 工事実績情報システム
コリスへの登録
（請負金額500万円以上）
（受注、変更、完成時）

登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリス・（1.1.4）
デクリス登録システム利用規約」による。

2 情報共有システム

・適用する ※適用しない
機能要件（ ・ 現場説明書による ・ ）

3 遠隔臨場の実施

・適用する ※適用しない
実施内容（ ・ 現場説明書による ・ ）

4 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者
連名による総合工程表を監督職員に提出する。

5 総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の
承諾を受ける。

6 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。（1.2.4）
また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

7 工事写真

工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版台紙）（1.2.4）
撮影方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による。
デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の黒板情報電子
化について」による。

8 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

9 電気保安技術者

適用する。（1.3.3）

10 施工条件

施工日及び施工時間※1.3.5(1)(7)による。 ○図示（A-01参照）（1.3.5）
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮囲内 ○図示（A-01参照）（1.3.5）
その他の施工条件
○資機材の搬出時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両（乗用車も含
む）が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。
○登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。

11 交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を
受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りで
ないものとする。
配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は、名常駐する。
・作業日は、名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○監督職員と協議し、適宜配置する。
配置人員の資格
・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。
※交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。
資格 資 格 要 件 配置人数
1、2級交通誘導警備 交通誘導警備に関し、公安委員会が学科及び実施試験を行 人
検定合格者（交通誘導警備員A） 行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの
交通誘導に関し、専門 警備業法における指定講習を受講したものの 人
的な知識及び技能を有 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法第 人
する警備員等 2条第1項第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通 5
（交通誘導警備員B） 誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経年数）が1年以上 人
であるもの
なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

12 工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員
に提出する。

項 目

特 記 事 項

13 統括安全衛生管理義務者の
指名

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に基づき指名をする。（1.3.7）

14 発生材の処理

産業廃棄物の運搬、処分等については、（1.3.11）により適切に処分するものとし、（1.3.11）
事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、
処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の
現地立会を受けたうえで承諾を得る。（積替・保管についても同様とする）
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法という）
施行令に基づき、車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影（現場搬出時及び処分場
到着時）し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければなら
ない。
また、産業廃棄物管理票（以下マニフェストという）により適正に処理されていることを確認するとと
もに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合
で、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督
職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの（ ・ ）
・現場再利用を図るもの（ ・ ）
○再資源化を図るもの（ ※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材
※木材 ※アスファルトコンクリート
・特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・ ）

15 再生資源利用（促進）
計画書及び実施書の提出
（請負金額100万円以上）

再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）により
作成し、提出は以下による。
a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ
（https://rkplus.jaic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に問わず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサ
イクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に問わず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び
実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場揭示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存
する。

16 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する
保険を締結する。保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

17 契約保証

※金銭的保証方式 ・
・有 ○無

18 前払金支出割合区分補正

19 証明書の提出
（グリーン購入法）

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入
基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調
達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に關
する法律に照らして合法なものを使用する。
木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出す
ること。（1.4.2）

20 技能士及び技能資格者

※適用する（○：一級、●：二級）（1.5.2）（1.5.3）
工 事 種 別 技 能 検 定 等 の 作 業 の 種 別
・仮設工事 ※●とび作業（又は足場組立作業主任者）
・鉄筋工事 ※○鉄筋組立作業
・コンクリート工事 ※○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業
・鉄骨工事 ※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事 ・○コンクリートブロック工事作業
・（単一）エーエルシーパネル工事作業
・防水工事 ・○アスファルト防水工事作業
・○合成ゴムシート防水工事作業
・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
・○改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業
・○シーリング防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業
・○FRP防水工事作業
・○塩化ビニル系シート防水工事作業
・石工事 ※○石張り作業
・タイル工事 ※○タイル張り作業
・木工事 ※○大工工事作業
・屋根及びとい工事 ・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業
・金属工事 ・○鋼製下地工事作業 ・（単一）金属製バルコニー工事作業
○左官工事 ※○左官作業
・建具工事 ・○ビル用サッシ施工作業
・ ○木製建具製作 ・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事 ※○金属製カーテンウォール工事作業
・塗装工事 ※○建築塗装作業
・内装工事 ・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業
・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳装作業
・ ○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事 ※○造園工事作業
・その他 ・一級又は（単一）樹脂接着剤注入作業（エポキシ樹脂注入工事）
・ 家具手加工作業
適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類（運
転免許証等）の写しを提出する。

21 化学物質の
室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、（1.5.9）
報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に
提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。
測定方法
※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン
測定箇所（ ）箇所 測定時期 ※完成前 ・着手前
測定対象室（ ）
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを
行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が講じられた結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となっ
たことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物（VOC）の濃度測定が行われ、
測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後で
あっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超え
たものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

22 直接仮設の養生

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒ
ド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

23 建築材料等

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれ
らと同等のものとする。（記載順序は不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、
（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの
又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の
承諾を受ける。
県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するもの
とする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督
職員の確認を受けること。
注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、
又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する
海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。
24 特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料
製造所の指定する工法による。

25 風圧力

本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を
求める場合の風速（Vo）及び地表面粗土区分は、次の数値とする。
風速（Vo）： ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分： ※ III ・
26 仕上面の出隅処理

内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。
木部（家具を含む） 6mm程度
コンクリート、モルタル部 20mm程度
鉄部、金属部 3mm程度
建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

27 事業損失補償

※現場説明書による。 ・

28 完成時の提出図書

・完成図（作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表）（1.7.1）（1.7.2）
・完成図（CADデータの提出 ※する（CD-R等） ・しない）
○保全に関する資料（提出部数 ※2部 ・部）（1.7.3）
上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色（マンセル値等）をCADデータ等で監督職員に提出する。
・工種別下請負者の一覧表
○施工図、施工計画書（1.7.2）
提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものと
する。
下表のものを監督職員に提出する。

位置	分類・規格	撮影枚数	部 数
・各室	手札版（L版）	※2枚 ・ 枚	※1部 ・ 部
・外部	キャビネ版	※4枚 ・ 枚	※1部 ・ 部
・外部	半切パネル（・木製枠※アルミ枠）	※1枚 ・ 枚	※1部 ・ 部
・	・スライド		※1部 ・ 部

カラー・電子データ化（CD-R等）し、すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画像サイズ：2816×2112ピクセル以上
29 完成写真

施工範囲
・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示
・壁・天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示
・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・
30 別途設備工事との取合い

31 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）
の排除については次にによる。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を
直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署
に届出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入及び報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、
指名停止措置を行うものとする。

32 消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、
別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の
承諾を得て届出を行う。

33 工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施
しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職
員に提出する。

仮設工事

1 足場その他

本足場を設ける場合は、（2.2.4(2)）によるほか、足場の組立、解体、変更の作業は、（2.2.4）
「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

2 監督職員事務所

・設ける ※設けない（2.3.1）

3 監督職員の備品等

備品等の設置（2.3.1）

備品等の種類	機・椅子	書 棚	黒 板	P C	掛 時 計
数 量	組	台	枚	台	個
備品等の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数 量	個	足	着	個	個
備品等の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器
数 量	台	台	個	台	台
備品等の種類	掃除 具				
数 量	個				

高知県高知市万々374-5

工 事 名

係 係 長 課長補佐 課 長 図面番号

アートヴィラ設計

一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号
一級建築士登録 大臣登録第330563号
管理建築士 山崎 知幸

昭和高等学校駐輪場改築工事

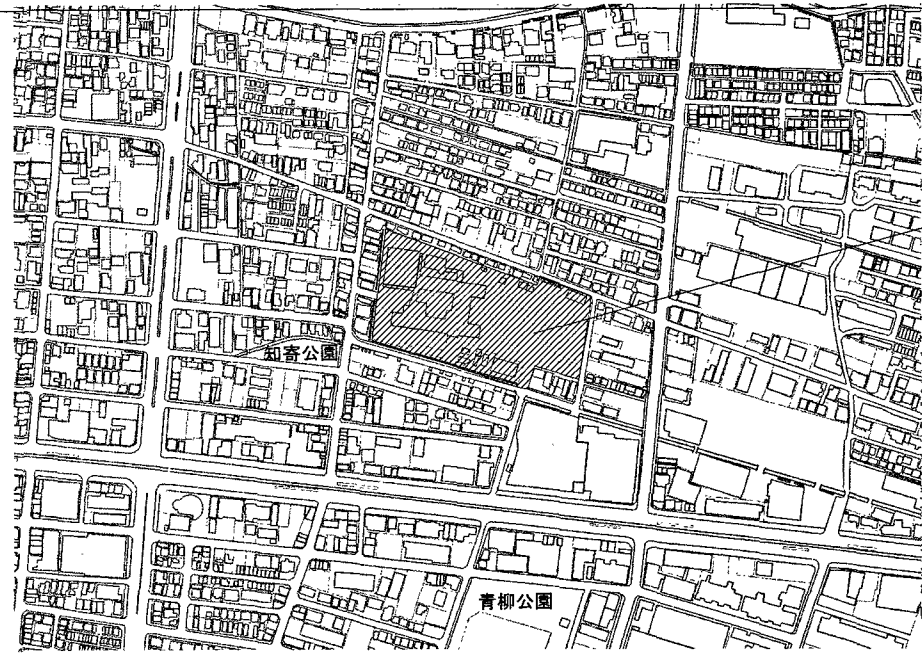
図 面 名 特記仕様書（1） 2026.07 縮 尺 1 /

作 図 年 月 日

AT-01

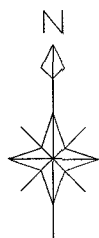
項 目		特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																									
④	工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ①利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ①利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	⑧ 捨コンクリート地業	コンクリートの種類 ※普通コンクリート (6.14.1) 設計基準強度 (Fc) ※18N/mm2 スランブ ※15cm ・18cm 厚さ ※50mm ・図示 (4.6.4) 9 床下防湿層 施工範囲 ※建物内土間スラブ及び土間コンクリートの直下(ビット下を除く) (4.6.5) (断熱材がある場合は、断熱材の直下) ・図示 ・ポリエチレンフィルムの厚さ※0.15mm 10 地盤改良 (深層混合処理工法) 固化材の種類 ※図示 (4.7.2) 方式 ※機械攪拌方式 (4.7.3) 工法 ※建築技術審査証明工法と同等の工法 改良体 設計基準強度 (Fc) ※図示 (4.7.3) 改良体長さ ※図示 改良率 ※図示 改良体幅 ※図示 室内配合試験 (4.7.3) 固化材の配合量及び水固化材比を決定するための対象とする地層 ※図示 (4.7.3) 一軸圧縮試験の供試体数 ※図示 (4.7.3) 特殊な地盤等での試験施工 ※行わない・図示 (4.7.3) 改良工事完了後の試験 (4.7.3) 一軸圧縮試験 検査対象 ※図示 (4.7.3) コア採取方法 ※図示 (4.7.3) 供試体数 ※図示 (4.7.3) 検査方法 ※図示 (4.7.3) 六価クロム溶出試験 ・適用する ・適用しない (4.7.3(7)) 11 地盤改良 (浅層混合処理工法) 固化材の種類 ※図示 (4.8.2) 方式 ※原位位置混合方式 (4.8.3) 改良体 設計基準強度 (Fc) ※図示 (4.8.3) 改良対象土 ※図示 (4.8.3) 改良範囲 ※図示 (4.8.3) 改良厚さ ※図示 (4.8.3) 室内配合試験 (4.8.3) 固化材の配合量及び水固化材比を決定するための対象とする地層 ※図示 (4.8.3) 一軸圧縮試験の供試体数 ※図示 (4.8.3) 改良工事完了後の試験 (4.8.3) 一軸圧縮試験 検査対象 ※図示 (4.8.3) コア採取方法 ※図示 (4.8.3) 供試体数 ※図示 (4.8.3) 検査方法 ※図示 (4.8.3) 六価クロム溶出試験 ・適用する ・適用しない (4.8.3(5))	② セメントの種類	・軽量コンクリート 設計基準強度 Fc(N/mm2) スランブ (cm) 適用箇所 ※21 ・15 ・18 ・18 ・15 ・18 ・ コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 (6.2.1)(表6.2.1) ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.1)(6.13.2) ・高炉セメントB種 (適用箇所:) ・フライアッシュセメントB種(適用箇所:) ・ アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B (6.3.1) ③ 骨材 ④ 混和材料 ①混和剤 ※AE剤又はAE減水剤標準形 (JIS A 6204) (6.3.1) ・高性能AE減水剤標準形 (JIS A 6204) ・ ・混和材 ・フライアッシュ (・Ⅰ種 ・Ⅱ種・Ⅳ種) (JIS A 6201) ・コンクリート用高炉スラグ微粉末 (JIS A 6206) ・コンクリート用シリカフューム (JIS A 6207) ・コンクリート用膨張材 (JIS A 6202) ⑤ 構造体強度補正值 (S) ※表6.3.2による (6.3.2) 6 打継ぎ目地及び ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地の寸法 ※9.7.3(1)(7)による (6.6.4)(9.7.3) ひび割れ誘発目地の位置 ※図示 (6.8.1) ひび割れ誘発目地の形状及び寸法 ※9.7.3(1)(7)による (6.8.1)(9.7.3) 7 打増し厚さ 外部に面するコンクリートの打増し厚さ(mm) (6.8.1) 外壁 ※図示 ・20 ・25 軒天 ※図示 ・10 ・15 その他 ※図示 ・20 8 構造体コンクリートの 仕上り コンクリートの打放し仕上げ ※合板せき板を用いる場合 (6.2.5)(6.8.2)(表6.2.4) <table><tr><th>種 別</th><th>厚さ(mm)</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・A種</td><td>※12</td><td>・</td></tr><tr><td>・B種</td><td>※12</td><td>・</td></tr><tr><td>・C種</td><td>※12</td><td>・</td></tr></table> ・せき板の材料として合板を用いない場合 材料() 厚さ() ⑨ コンクリートの仕上りの 平たんさ 適用部位 ※下表 ・図示 (6.2.5)(表6.2.5)(15.4.2) <table><tr><th>種別</th><th>コンクリートの 内外装仕上げ</th><th>平たんさ</th><th colspan="2">適用部位による仕上げの目安</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>柱・梁・壁</th><th>床</th></tr><tr><td>a 種</td><td>コンクリートが見え 掛りとなる場合又は 仕上げ厚さが極めて 薄い場合その他非常 に良好な平たんさ及び 良好な表面状態が 必要な場合</td><td>3mにつき 7mm以下</td><td>化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り</td><td>合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーアクセスフロア (敷敷式)</td></tr><tr><td>b 種</td><td>仕上げ厚さが7mm 未満の場合その他良 好な平たんさが必要 な場合</td><td>3mにつき 10mm以下</td><td>仕上塗材塗り 外装タイルセメントモルタル張り</td><td>カーペット張り 防水下地 セルフレベリング材塗り</td></tr><tr><td>c 種</td><td>仕上げ厚さが7mm 以上の場合又は下地 の影響を受けにくい 仕上げの場合</td><td>1mにつき 10mm以下</td><td>セメントモルタルによる 陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地</td><td>タイル張り モルタル塗り 二重床</td></tr></table> 10 スリーブの材種、規格等 ※下記の通り ・図示 (6.8.2)(表6.8.1) (ⅰ) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 (ⅱ) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。 (ⅲ) (ⅰ)及び(ⅱ)以外の円形スリーブは、溶融亜鉛めっき鋼板とし、原則として、筒形の両端を 外側に折り曲げてつばを設ける。また、必要に応じて、円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。 (ⅳ) 硬質ポリ塩化ビニル管は、防火区画を貫通する場合には使用しない。 なお、柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分 は、紙チューブとすることができる。 評価名簿による (6.8.3) <table><tr><th></th><th>使用 箇 所</th><th>厚 さ</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 12 軽量コンクリート (6.10.1)(6.10.2)(表6.10.1) <table><tr><th>種 類</th><th>所要気乾単位容積質量 (t/m3)</th><th>スランブ</th><th>適用 箇所</th></tr><tr><td>・1種・2種</td><td>※表6.10.1による</td><td>※21</td><td>※図示</td></tr></table> 13 無筋コンクリート (捨コンクリートを除く) コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート (6.14.1) 設計基準強度 Fc(N/mm2) スランブ(cm) 適用箇所 ※18 ・ ※15 ・18 ※6.14.1(4)による ・図示	種 別	厚さ(mm)	施工箇所	・A種	※12	・	・B種	※12	・	・C種	※12	・	種別	コンクリートの 内外装仕上げ	平たんさ	適用部位による仕上げの目安					柱・梁・壁	床	a 種	コンクリートが見え 掛りとなる場合又は 仕上げ厚さが極めて 薄い場合その他非常 に良好な平たんさ及び 良好な表面状態が 必要な場合	3mにつき 7mm以下	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーアクセスフロア (敷敷式)	b 種	仕上げ厚さが7mm 未満の場合その他良 好な平たんさが必要 な場合	3mにつき 10mm以下	仕上塗材塗り 外装タイルセメントモルタル張り	カーペット張り 防水下地 セルフレベリング材塗り	c 種	仕上げ厚さが7mm 以上の場合又は下地 の影響を受けにくい 仕上げの場合	1mにつき 10mm以下	セメントモルタルによる 陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床		使用 箇 所	厚 さ	備 考									種 類	所要気乾単位容積質量 (t/m3)	スランブ	適用 箇所	・1種・2種	※表6.10.1による	※21	※図示
		種 別		厚さ(mm)		施工箇所																																																									
・A種	※12	・																																																													
・B種	※12	・																																																													
・C種	※12	・																																																													
種別	コンクリートの 内外装仕上げ	平たんさ	適用部位による仕上げの目安																																																												
			柱・梁・壁	床																																																											
a 種	コンクリートが見え 掛りとなる場合又は 仕上げ厚さが極めて 薄い場合その他非常 に良好な平たんさ及び 良好な表面状態が 必要な場合	3mにつき 7mm以下	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ フリーアクセスフロア (敷敷式)																																																											
b 種	仕上げ厚さが7mm 未満の場合その他良 好な平たんさが必要 な場合	3mにつき 10mm以下	仕上塗材塗り 外装タイルセメントモルタル張り	カーペット張り 防水下地 セルフレベリング材塗り																																																											
c 種	仕上げ厚さが7mm 以上の場合又は下地 の影響を受けにくい 仕上げの場合	1mにつき 10mm以下	セメントモルタルによる 陶磁器質タイル張り モルタル塗り 胴縁下地	タイル張り モルタル塗り 二重床																																																											
	使用 箇 所	厚 さ	備 考																																																												
種 類	所要気乾単位容積質量 (t/m3)	スランブ	適用 箇所																																																												
・1種・2種	※表6.10.1による	※21	※図示																																																												
⑤ 仮囲い	※図示																																																														
⑥ 仮設物撤去後の 整地・砕片付け	※原形の復旧 ・良質土にて設計地盤まで盛土整地する。範囲(図示) 厚さ() (2.4.1)																																																														
土工事																																																															
① 埋戻し及び盛土	種別 ・A種(水締めきく砂質土) (3.2.3)(表3.2.1) ※B種 ・C種 ・D種																																																														
② 建設発生土の処理	※構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する) (3.2.5) ・構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) ・受入れ施設名: ・受入れ場所: ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hannsyutusaki.html)																																																														
3 山留め	山留め工法 山留めの撤去 ※撤去する ・存置する (3.3.3)																																																														
地業工事																																																															
1 試験杭	位置、本数、寸法 ※図示 (4.2.2) 杭の種類 ※本杭																																																														
2 杭の載荷試験	試験の種類 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 (4.2.3) 試験位置 ()箇所 ※図示 試験深さ ・設計GLより()m 試験対象土質 () 最大荷重 ()t 試験の方法及び報告書の記載事項※図示																																																														
3 地盤の載荷試験	試験の種類 ※平板載荷試験 (4.2.4) 試験位置 ()箇所 ※図示 試験深さ ・設計GLより()m 試験対象土質 () 最大荷重 ()t 試験の方法及び報告書の記載事項※図示																																																														
4 既製コンクリート杭地業	杭の種類 ※遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・外鉄鋼管付きコンクリート杭(SC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・ 種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※図示 (4.3.3) 寸法及び継手の箇所数 ※図示 (4.3.3) 杭先端部の形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉塞形 ※図示 (4.3.3) 工法 ・セメントミルク工法 (4.3.4) ・支持層の位置及び土質: ※図示 ・掘削深さ及び杭の支持層への根入れ深さ ※図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれ寸法 ・杭径の1/4かつ100mm以内 傾斜 ・1/100以内 ・特定埋込杭工法(建築基準法認定工法) (4.3.3)(4.3.5) 工法: ・支持層の位置及び土質: ※図示 ・杭の根入れ長さ: ※図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれの精度 ・杭径の1/4かつ100mm以内 傾斜 ・1/100以内 杭の継手工法 ※溶接継手 (4.3.6) ・機械式継手 (工法: ※性能評価された工法) ・杭頭の処理 杭頭の切断方法 ※ダイヤモンドカッター (4.3.8) 材料 (4.4.3) ・鋼管ぐい 種類の記号(・SKK400 ・SKK490) ・H形鋼ぐい 種類の記号(・SHK400 ・SHK490M) 寸法 ※図示 工法 特定埋込杭工法(建築基準法認定工法) (4.3.3)(4.3.5) ・支持層の位置及び土質: ※図示 ・杭の根入れ長さ: ※図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれの精度 ・杭径の1/4かつ100mm以内 傾斜 ・1/100以内 杭の継手の工法 ※図示 (4.4.5) ・杭頭処理 杭頭の切断方法 ※ガス切断 ・図示 (4.4.6)																																																														
5 鋼杭地業	掘削工法 ・アースドリル工法 (安定液 ※使用する ・使用しない) (4.5.1)(4.5.5) ・リバース工法 ・オールケーシング工法 (孔内の水張り ・行う ・行わない) 併用する工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.1)(4.5.6) ・杭底杭工法 (安定液 ・使用する ・使用しない) 帯筋の加工及び組立て: ※図示 (4.5.4) 鉄筋の最小かぶり厚さ ・図示 (4.5.4) 鉄筋かごの補強 ※図示 (4.5.4) 鉄筋の節ごとの継手 ※重ね継手 (4.5.4) セメントの種類 ※高炉セメントB種 (4.5.4) コンクリートの設計基準強度 (Fc) ※図示 (4.5.4) コンクリートの種類 ※表4.5.1による (4.5.4) スランブ ※21cm (4.5.4) 構造体強度補正值(S) ※3N/mm2 (4.5.4) 鋼管(鋼管部分の材料) ※図示 (4.5.4) 支持層の位置及び土質: ※図示 (4.5.4～4.5.5) 孔壁の確認 ・行う(超音波測定器による)行わない (4.5.4～4.5.5) 杭の精度: 水平方向の位置ずれ・杭径の1/4かつ100mm以下 傾斜 ・1/100以内																																																														
6 場所打ち コンクリート杭地業	掘削工法 ・アースドリル工法 (安定液 ※使用する ・使用しない) (4.5.1)(4.5.5) ・リバース工法 ・オールケーシング工法 (孔内の水張り ・行う ・行わない) 併用する工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.1)(4.5.6) ・杭底杭工法 (安定液 ・使用する ・使用しない) 帯筋の加工及び組立て: ※図示 (4.5.4) 鉄筋の最小かぶり厚さ ・図示 (4.5.4) 鉄筋かごの補強 ※図示 (4.5.4) 鉄筋の節ごとの継手 ※重ね継手 (4.5.4) セメントの種類 ※高炉セメントB種 (4.5.4) コンクリートの設計基準強度 (Fc) ※図示 (4.5.4) コンクリートの種類 ※表4.5.1による (4.5.4) スランブ ※21cm (4.5.4) 構造体強度補正值(S) ※3N/mm2 (4.5.4) 鋼管(鋼管部分の材料) ※図示 (4.5.4) 支持層の位置及び土質: ※図示 (4.5.4～4.5.5) 孔壁の確認 ・行う(超音波測定器による)行わない (4.5.4～4.5.5) 杭の精度: 水平方向の位置ずれ・杭径の1/4かつ100mm以下 傾斜 ・1/100以内																																																														
⑦ 砂利及び砂地業	材料 (4.6.2) 砂利地業 ※切込砂利又は切込砕石 砂地業 ・山砂 ・川砂又は砕砂 厚さ ①図示 ※60mm (4.6.3)																																																														
鉄筋工事																																																															
① 鉄筋の種類	規格 ※ JIS G 3551 (5.2.1)(表5.2.1) 種類 ①溶接金網 ・鉄筋格子 鉄筋の形状、網目寸法 100×100 鉄筋の径(mm) (φ6) 2 溶接金網等 3 鉄筋の継手及び定着 継手 (5.3.4)(表5.3.2～表5.3.3) <table><tr><th>部 位</th><th>継 手 方 法</th><th>呼び名</th></tr><tr><td>柱・梁の主筋</td><td>※ガス圧接継手 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手</td><td></td></tr><tr><td>耐力壁の鉄筋</td><td>※重ね継手</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>※重ね継手</td><td></td></tr></table> 重ね継手の長さ ※ 図示 ・5.3.4(3)による (表5.3.2)(5.3.4(3)) 継手の位置 ※ 図示 ・配筋標準図による (5.3.4) ・先組み工法等で柱、梁の主筋の隣り合う継手を同一箇所に設ける場合 ※図示 鉄筋の定着の長さ ※ 表5.3.4による (表5.3.4)(5.3.4(5)) ・機械式定着工法 適用箇所、種類 ※図示 ・表5.3.4のフックありの定着の長さを確保できない場合 (5.3.4) ※5.3.4(5)(i)(a)から(c)による。 4 鉄筋のかぶり厚さ ※表5.3.6による (表5.3.6)(5.3.5) ※かぶり厚さは目地底から算定する。 ・塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さは下表による。(5.3.5) <table><tr><th>施 工 箇 所 等</th><th>表5.3.6の値に加える数値(mm)</th></tr><tr><td>柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打増し面</td><td>※10</td></tr></table> ・軽量コンクリートで土に接する部分の最小かぶり厚さ (5.3.5) 表5.3.6の値に加える数値(mm) () ・機械式継手及び溶接継手の場合の鉄筋相互のあき ※図示 (5.3.5) ※図示 (5.3.7) 5 各部の配筋 6 圧接完了後の試験 試験方法 ※ 外観試験 (5.4.10) ※ 超音波探傷試験 ・引張試験 試験方法等 ※図示 7 機械式継手 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 (5.5.3) ・SA級・A級・B級・C級 鉄筋相互のあき (5.5.3) ・図示 ・評定等の内容による 施工完了後の継手部の試験 (5.5.5) ※外観試験 試験項目、合否判定 ※表5.5.1から表5.5.3による ・超音波探傷試験 試験対象 ※図示 不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)(7)から(9)までによる 8 溶接継手 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 (5.6.3) ・SA級・A級・B級・C級 鉄筋相互のあき (5.6.3) ・評定等の内容による ・図示	部 位	継 手 方 法	呼び名	柱・梁の主筋	※ガス圧接継手 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手		耐力壁の鉄筋	※重ね継手		その他	※重ね継手		施 工 箇 所 等	表5.3.6の値に加える数値(mm)	柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打増し面	※10																																														
部 位	継 手 方 法	呼び名																																																													
柱・梁の主筋	※ガス圧接継手 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手																																																														
耐力壁の鉄筋	※重ね継手																																																														
その他	※重ね継手																																																														
施 工 箇 所 等	表5.3.6の値に加える数値(mm)																																																														
柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打増し面	※10																																																														
コンクリート工事																																																															
① コンクリートの 種類・強度・スランブ	※普通コンクリート (6.2.1～6.2.2)(6.2.4)(表6.2.2) 設計基準強度 Fc(N/mm2) スランブ (cm) 適用 箇所 ※21 ① 15 ・18 駐輪場土間 ・18 ・15 ・18 ・																																																														

[illegible]



工事場所
高知市日ノ出町7番61号

附近見取図



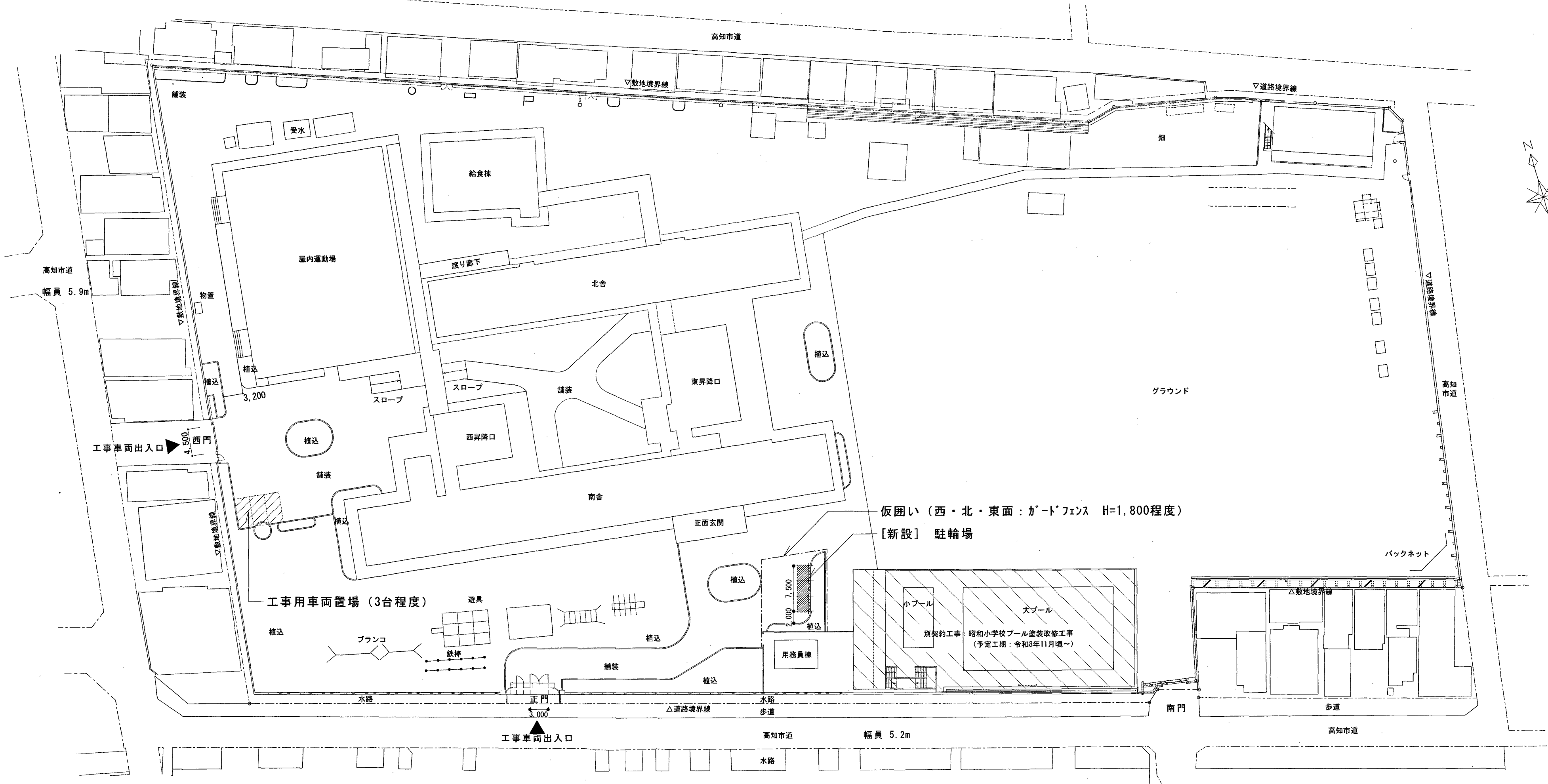
工事概要

[工事内容]

- ・既存駐輪場及び既存倉庫（既製品）の撤去解体
- ・スチール製駐輪場の新設
- ・新設駐輪場周囲の舗装

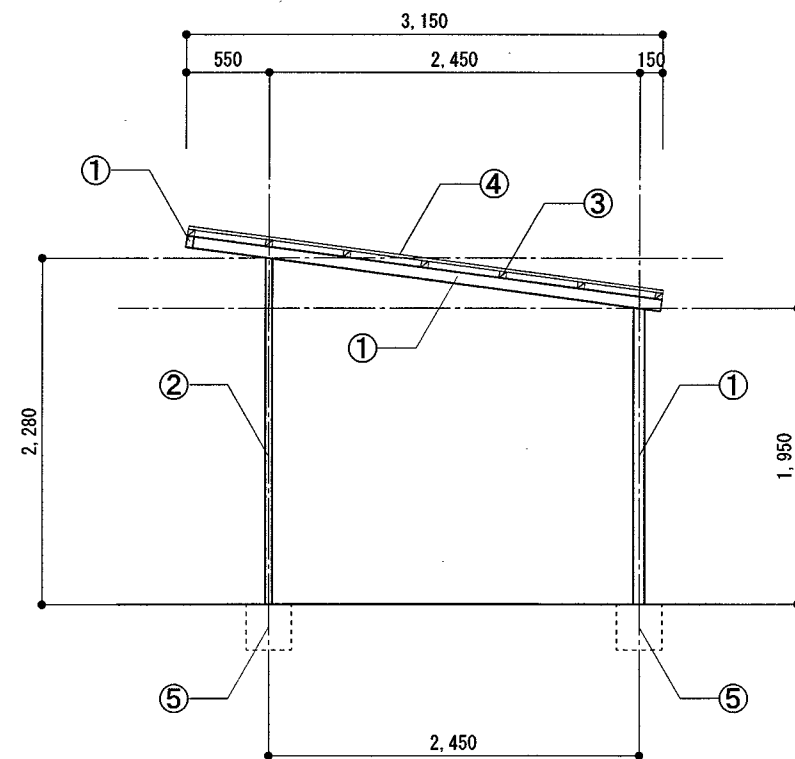
[施工条件]

- ・作業時間、作業内容、騒音を伴う作業については施設管理者と協議の上、作業時間等に配慮すること。
 - ・校内への工事関係車両の進入は、8時30分以降とする。
 - ・現場作業不可日：令和9年1月16日（終日）、2月6日（終日）
- ※なお学校行事予定が変更になる等、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること



配置図兼仮設計計画図 S=1/500

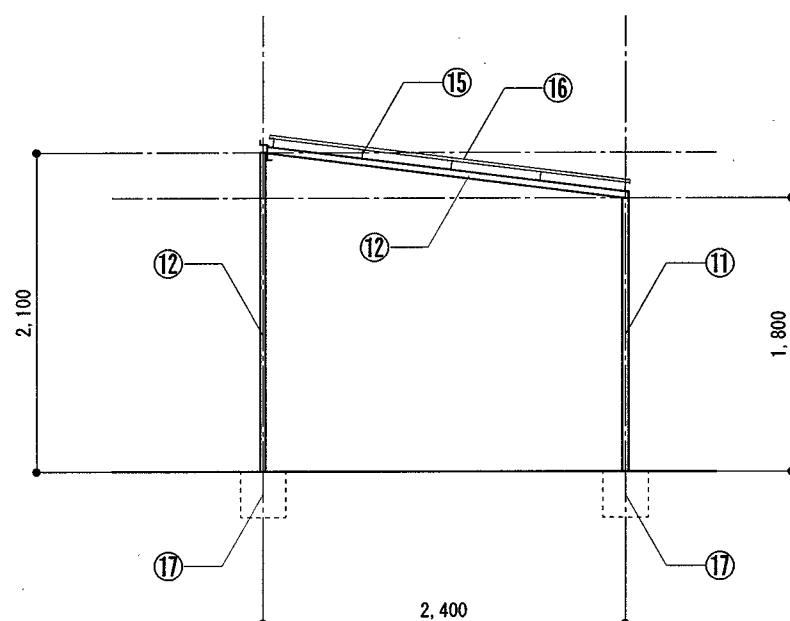
※A2出力=100%、A3出力=71%		高知県高知市万々374-5 一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号 一級建築士登録 大臣登録第330553号 管理建築士 山崎 知幸		工 事 名 昭和小学校駐輪場改築工事	係 係 長 課長補佐 課 長	図面番号 A-01
アートヴィラ設計		高知県高知市万々374-5 一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号 一級建築士登録 大臣登録第330553号 管理建築士 山崎 知幸		図 面 名 附近見取図・配置図兼仮設計計画図 縮 尺 1 / 500	作 図 年 月 日	



A-A断面図 S=1/50
(既存図)

(既存)

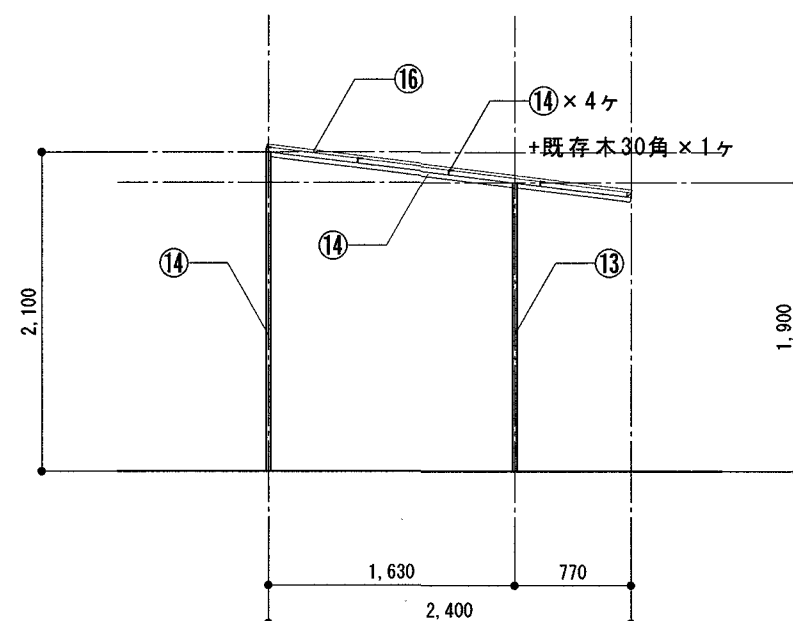
番号	仕上
①	既存角形鋼管 □-75×45【撤去】
②	既存角形鋼管 □-45×45【撤去】
③	既存木材 45角×7ヶ【撤去】
④	既存ポリカーボネート波板【撤去】
⑤	既存基礎 300角程度【撤去】



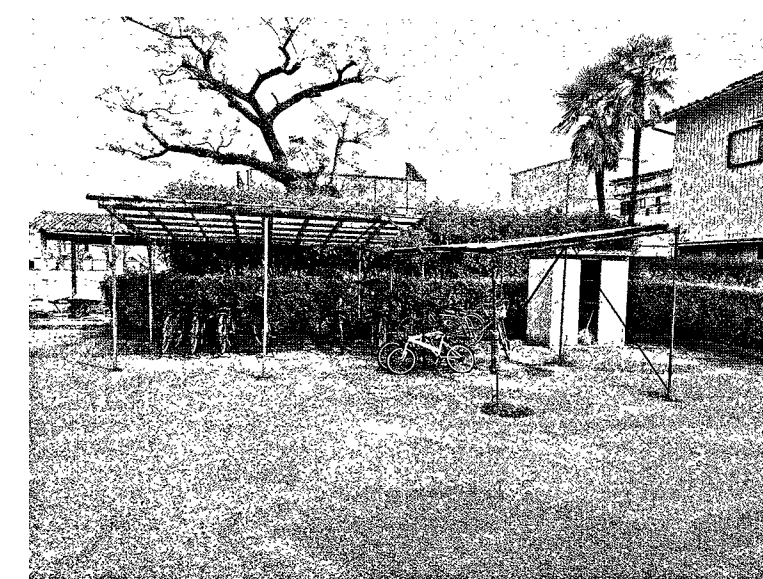
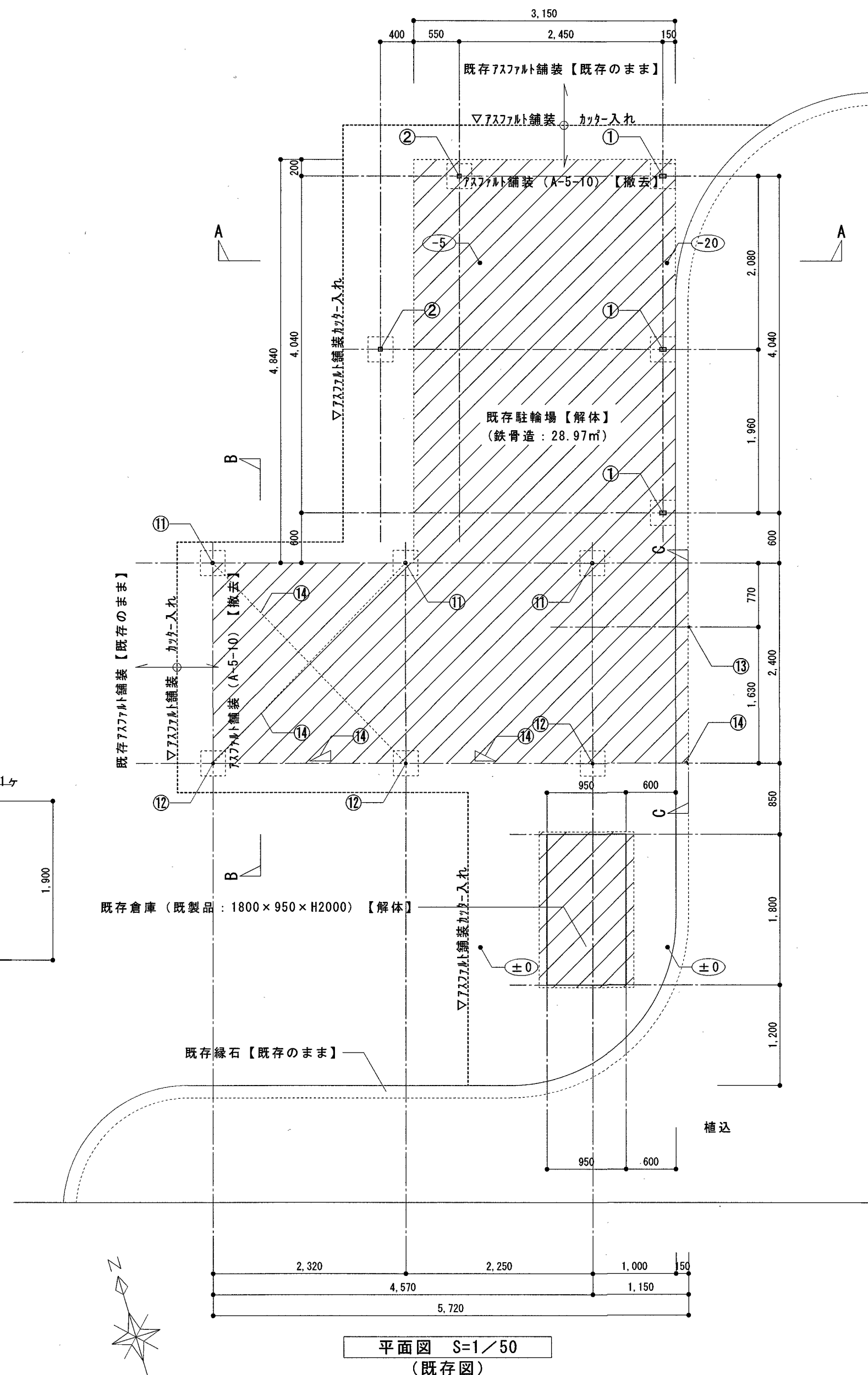
B-B断面図 S=1/50
(既存図)

(既存)

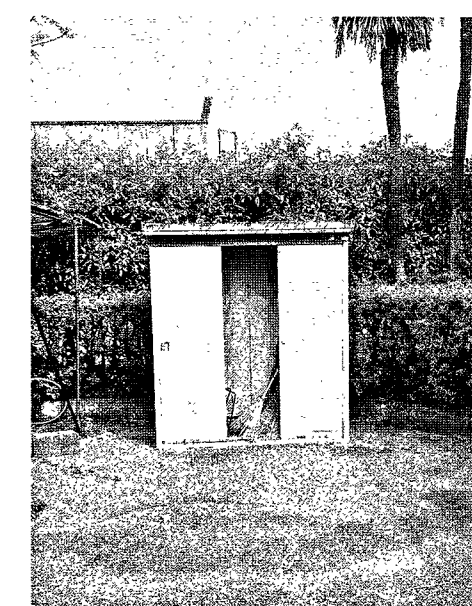
番号	仕上
⑪	既存鋼管 φ42.7【撤去】
⑫	既存鋼管 φ34.0【撤去】
⑬	既存鋼管 φ27.2【撤去】
⑭	既存山形鋼 L-30×30【撤去】
⑮	既存溝形鋼 [-60×30×10×5ヶ【撤去】
⑯	既存ポリカーボネート波板【撤去】
⑰	既存基礎 300角程度【撤去】



C-C断面図 S=1/50
(既存図)



既存駐輪場【解体】



既存倉庫【解体】

※A2出力=100%、A3出力=71%

アートヴィラ設計

高知県高知市万々374-5
一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号
一級建築士登録 大臣登録第330553号
管理建築士 山崎 知幸

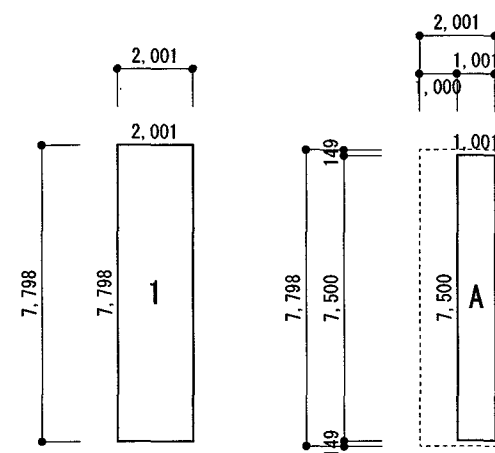
工事名

昭和小学校駐輪場改築工事

図面名 解体_平面図(既存図)

縮尺 1/50

係	係長	課長補佐	課長	図面番号
小松	大下	山崎	松本	A-02
作図	年	月	日	

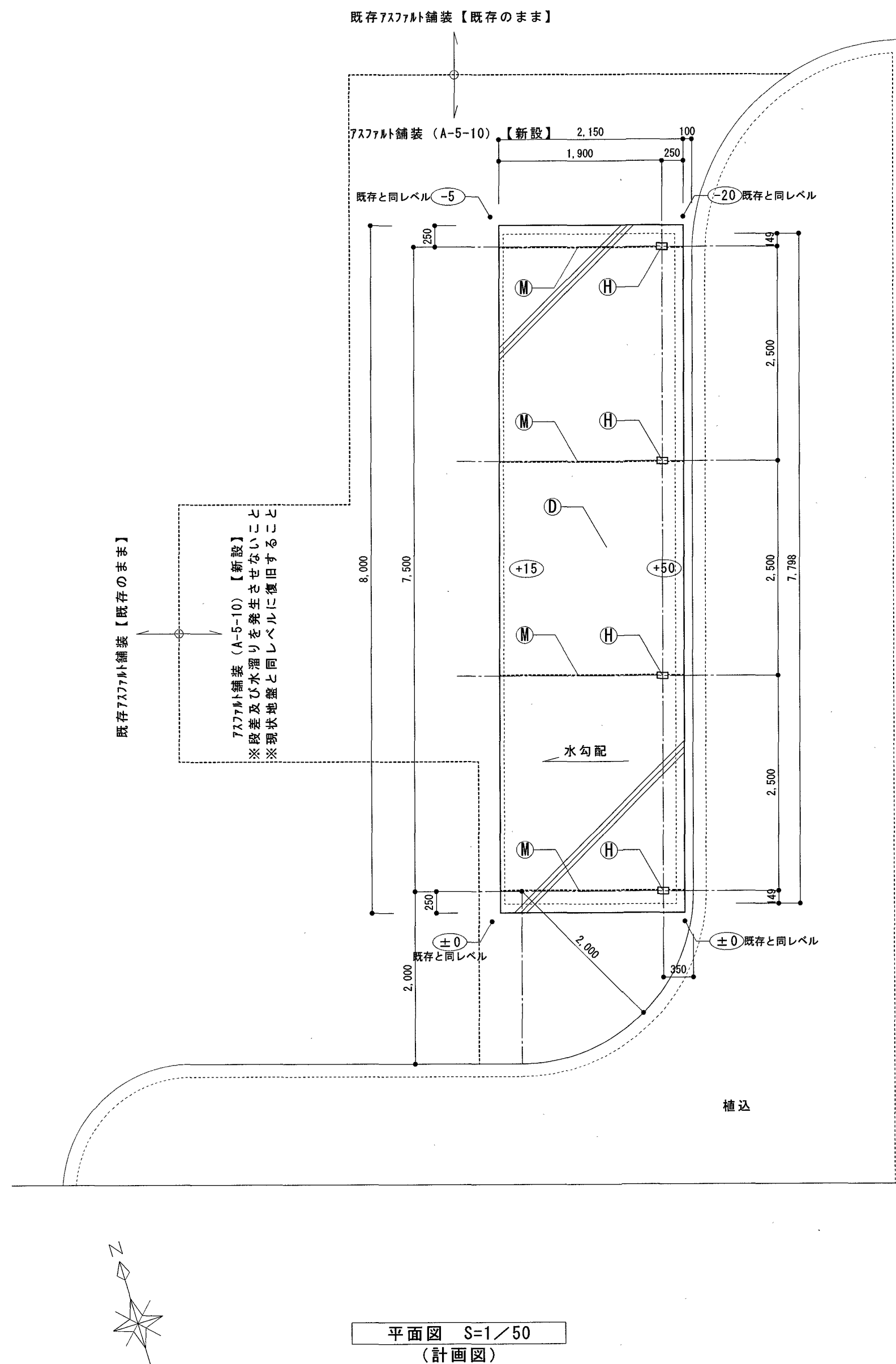


面積表 (㎡)			
1	7.798	×	2.001
A	7.500	×	1.001
1階床面積	1	=	15.6038
延床面積	1	=	15.6038
容積率対象面積	1	=	15.6038
建築面積	A	=	7.5075

求積図 S=1/200

(新設)

番号	仕上
H	駐輪場 (別紙詳細図参照) 【新設】
D	土間コンクリートt=100 直均し仕上 (金こて) 溶接金物φ6 100×100 【新設】
M	カッター目地 深さ30mm 【新設】



平面図 S=1/50
(計画図)

※A2出力=100%、A3出力=71%

アートヴィラ設計

高知県高知市万々374-5
一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号
一級建築士登録 大臣登録第330553号
管理建築士 山崎 知幸

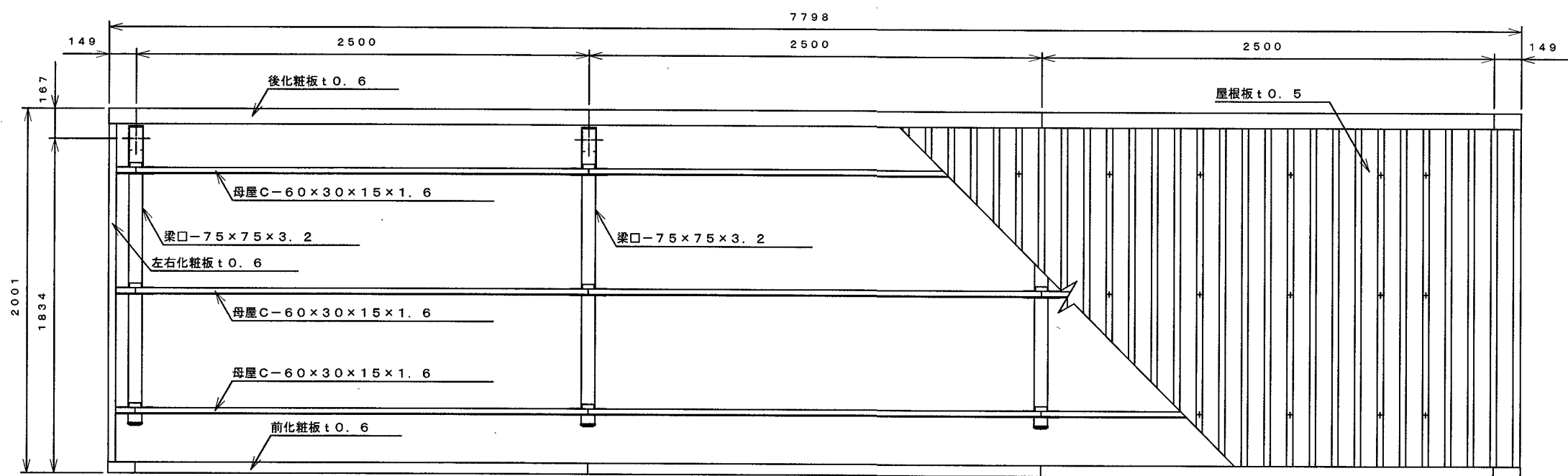
工事名

昭和小学校駐輪場改築工事

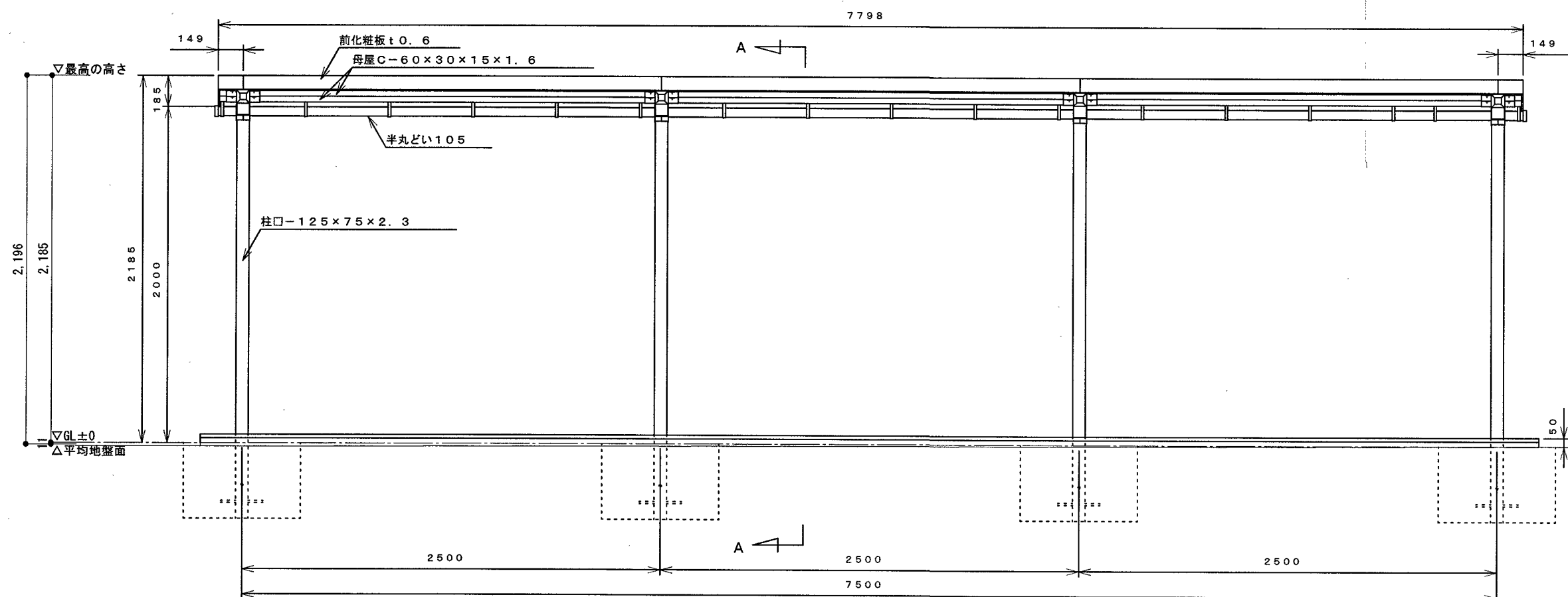
図面名 新設_平面図 (計画図)

縮尺 1 / 50 1 / 200

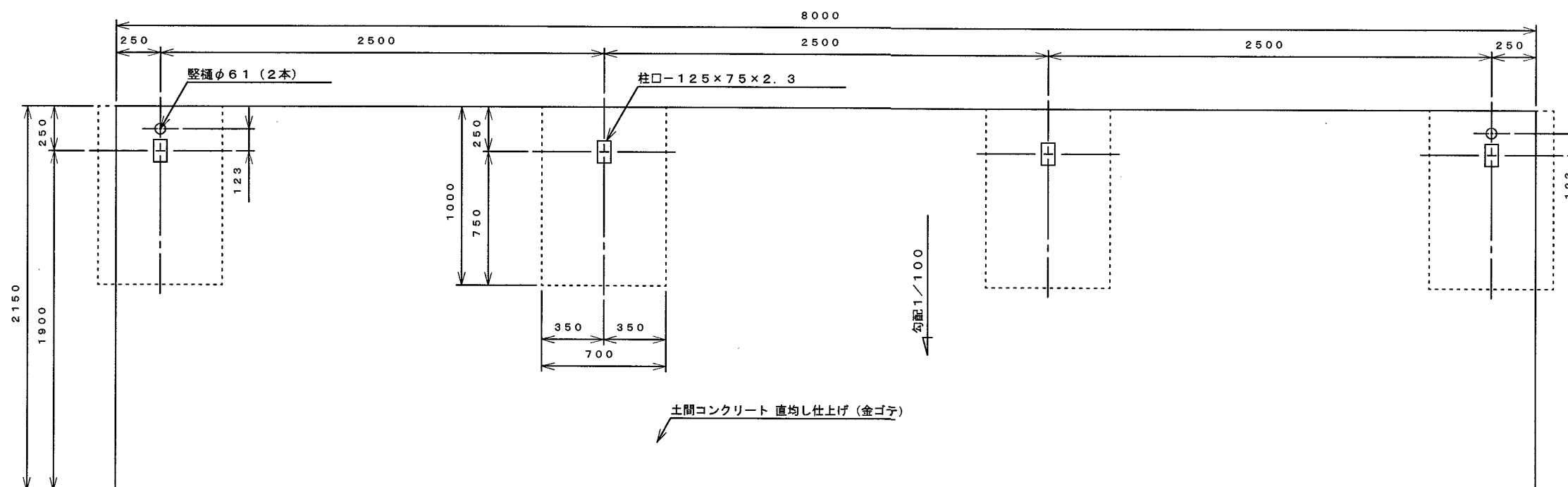
係	係長	課長補佐	課長	図面番号
小松	大下	電	松本	A-03
作図	年	月	日	



平面図 S=1:30



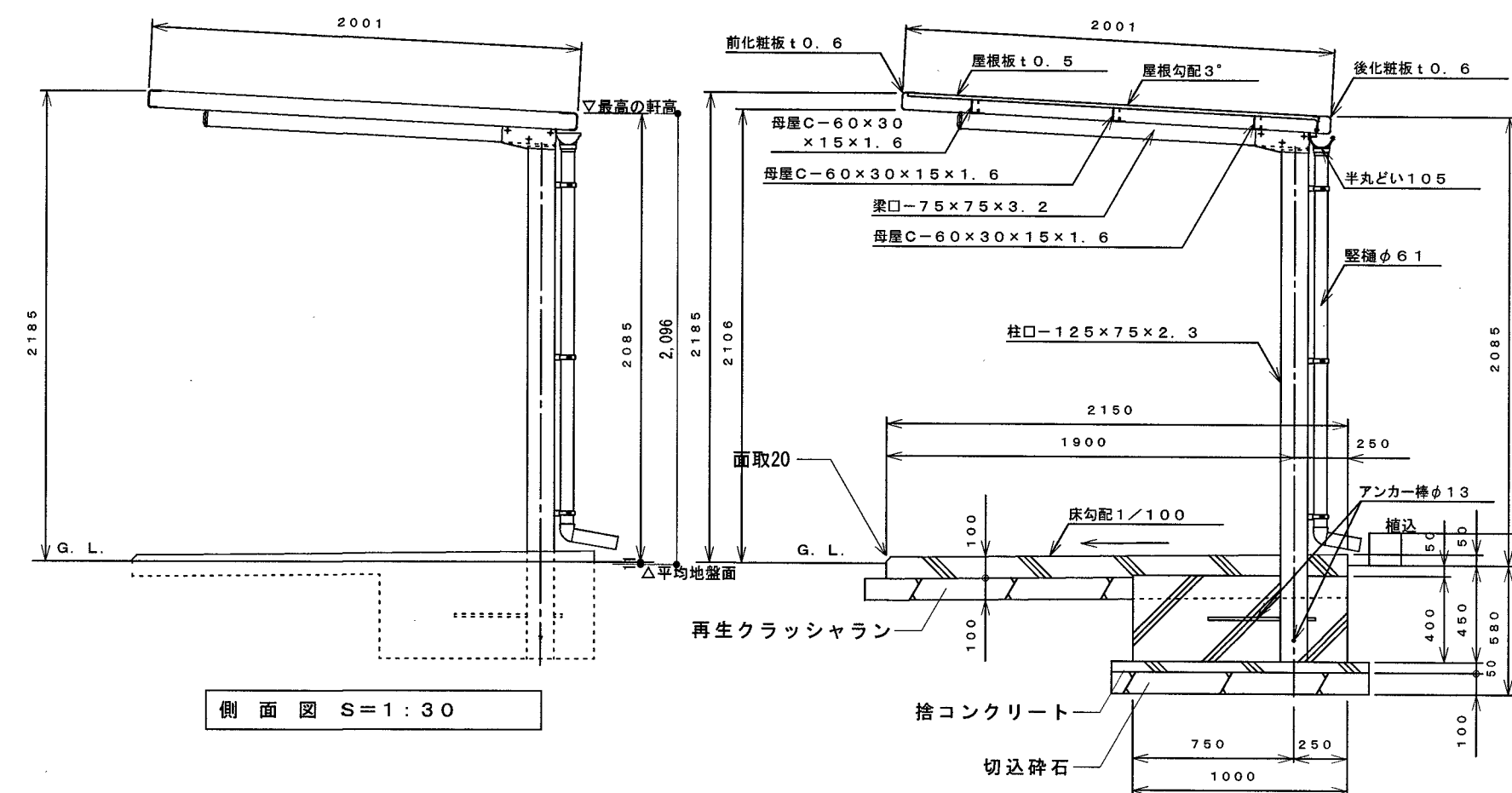
正面図 S=1:30



基礎伏せ図 S=1:30

仕様概要			
品名	サイズ	材質	仕上げ
柱	□-125×75×2.3	高耐食溶融めっき鋼管	ポリエステル系樹脂塗装
梁	□-75×75×3.2	"	"
母屋	□-60×30×15×1.6	高耐食溶融めっき鋼板	"
化粧板	t0.6	"	"
屋根板	t0.5	ガルバリウム鋼板	"
半丸どい	105	塩化ビニル製	"
縦樋	φ61	"	"

【設置可能地域】 長期地耐力50kN/m²以上、垂直積雪量45cm以下、基準風速V₀38m/s以下、地表面粗度区分Ⅲ以上



側面図 S=1:30

A-A断面図 S=1:30

※A2出力=100%、A3出力=71%
※基礎寸法及び駐輪場上屋部材寸法、形状は製造所の仕様による。

アートヴィラ設計

高知県高知市万々374-5
一級建築士事務所登録 高知県知事登録第1199号
一級建築士登録 大臣登録第330553号
管理建築士 山崎 知幸

工事名

昭和小学校駐輪場改築工事

図面名 駐輪場詳細図

縮尺 1/30

係	係長	課長補佐	課長	図面番号
小松	大下	山崎	松本	A-04
作図	年	月	日	